

# 科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ〈最終報告〉

～経済社会・科学技術イノベーションの活性化に向けて～

平成 28 年 12 月 21 日  
経済社会・科学技術イノベーション  
活性化委員会

## 1. 基本的考え方

人口が減少し、超高齢社会を迎える中で、新たな技術革新を活用して国民生活を豊かにする「Society 5.0」の実現こそが、2020 年頃に 600 兆円経済を実現する成長戦略の鍵であり、成長のエンジンである科学技術イノベーションの重要性が一層高まっている。世界は大変革時代を迎え、グローバルな国際競争が一層激化しており、欧米や中国などは着実に科学技術イノベーション予算を拡充している。こうした中であって、安倍政権が目指す「世界で最もイノベーションに適した国」に我が国を変革するために、今こそ 600 兆円経済の実現に向けて官民がともに成長のエンジンを最大限ふかす時である。

来年度予算から研究開発に必要な予算措置を講じる<sup>\*</sup>とともに、以下の方針に基づき改革を実行し、もって、官民連携の下で有形・無形の「未来への投資」を拡大し、経済社会・科学技術イノベーションを活性化させるべきである。

### 【基本方針】

- ① 政府による科学技術イノベーション政策への先行投資は不可欠であるとの認識の下、総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)における司令塔機能の強化を図り、Society 5.0 の実現に資する科学技術予算の量的・質的拡大を目指すとともに、産業界との連携を図りながら、イノベーション創出を阻害している制度、仕組みを徹底して見直し、効率的な資源配分の仕組みを構築する。また、民間の資金や知恵、工夫を最大限に引き出す観点から、インセンティブの仕組みを構築する。
- ② 縦割りの狭い取組から脱却し、全体俯瞰を行いながら、(1)科学技術イノベーション活性化の中核となる大学や公的研究機関、(2)イノベティブな企業群、(3)ベンチャーキャピタル等の出資者、そして(4)政府の政策が共鳴しながら進化し、多様性ある人材を引き込み、必要な資金が官民から供給される、国内外に開かれた「イノベーション・エコシステム」を構築する。
- ③ 取組の全体像と時間軸を明らかにし、科学技術イノベーションが成長のエンジンとして真に機能するべく、官民それぞれの改革や取組を後退させない。

<sup>\*</sup> 「平成 29 年度予算編成の基本方針」(平成 28 年 11 月 29 日閣議決定)においては、「平成 29 年度予算編成に向けては、(中略)一億総活躍社会の実現のための子育て・介護や成長戦略の鍵となる研究開発など重要な政策課題について、必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた予算編成を目指す。」としている。

## 【基本目標】

- ① 民間研究開発投資の呼び水ともなるよう、今後5年間(平成28年度～32年度)で、「科学技術基本計画」で定められた「政府研究開発投資の目標(対GDP比1%)」(※)を達成する。  
※ 「経済・財政再生計画」との整合性を確保しつつ、対GDP比の1%にすることを旨とする。  
期間中のGDPの名目成長率を平均3.3%という前提で試算した場合、第5期基本計画期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は約26兆円となる。
- ② 2025年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資(※)を3倍増とすることを旨とする。  
※ 企業から大学・国立研究開発法人等への研究費支出(2014年度実績):1,151億円
- ③ 政府や大学等の研究開発の効果を高め、「世界で最もイノベーションに適した国」を目指す。

## 【イニシアティブの効果的実施とフォローアップ】

官民を挙げた取組がどのような成果を挙げたのか、政府の資源配分機能の強化がどのような成果を挙げているのか、本イニシアティブについて、KPIの設定や基本目標に向けた進捗状況のフォローアップ等を通じて、PDCAサイクルを回し、効果的な取組を進める必要がある。このため、経済財政諮問会議及びCSTIで本イニシアティブの進捗状況等について定量的に把握し定期的に評価を行う。

## 2. 経済社会・科学技術イノベーションの活性化に向けた3つのアクション

研究開発投資や研究人材投資を活性化するため、司令塔機能を強化し、科学技術予算や研究人材投資に関わる予算の量的・質的拡大を目指すほか、税制や規制・制度改革を通じて、民間資金の導入を拡大すべきである。

また、科学技術イノベーション予算の抜本的強化を通じ、内閣府における戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)及び革新的研究開発推進プログラム(ImPACT)の拡充を含めた継続的実施を図り、事務局体制の強化を実現すべきである。

以下の3つのアクションを進めるに当たっては、基本方針②で述べた「イノベーション・エコシステム」が構築されるよう、CSTIは全体を俯瞰しつつ司令塔機能を発揮すべきである。

### (1) アクション1: 予算編成プロセス改革アクション

科学技術予算の編成プロセスについては、新型推進費による民間投資誘発効果の高い領域への各省庁施策の誘導、産業界からの評価が高いSIP型マネジメント\*の各省庁への展開、ステージゲート評価の導入を図ることにより、CSTIの司令塔としての機能を強化するとともに、予算編成過程において、「GDP600兆円」の達成により大きく寄与し得る研究開発関連施策への予算配分を実現し、官民研究開発投資の拡充の突破口とする。今後、新型推進費の導入を含めてSIP事業を継続・発展させ、二本立ての施策の相乗効果を発揮させる。

\* プログラムディレクターの配置、明確な目標設定ときめ細かな進捗管理、一体的な産学官連携体制の構築等の特徴を備えたマネジメント方式(詳細は参考資料参照)。

- 内閣府において、「科学技術イノベーション官民投資拡大推進費(仮称)」(以下、「推進費」という。)を創設(平成 30 年度に創設。SIP 事業を継続・発展させつつ財源を確保することを想定。その際、関連施策の見直しを進めるとともに、社会実装に向けた民間投資の拡大も推進。)
- 官民(CSTI 及び産業界)で研究開発投資ターゲット領域(以下、「ターゲット領域」という。)を設定(当面は、Society5.0 関連分野のうち、政府研究開発投資による民間研究開発投資誘発効果が高いと見込まれる領域を設定。その際、研究開発成果の活用による財政支出の効率化への貢献にも配慮。その進捗を見ながら、順次対象を拡大していく。)
- ターゲット領域に関連する施策の提案(新規のみならず既存も可とする)を各省庁から求め、CSTI が産業界とともに評価した上で、対象施策を選定。選定された施策については、推進費を活用して事業費の一部を内閣府からも拠出。
- 選定された施策については、予算編成過程において適切な予算措置が講じられるよう経済財政諮問会議、財務省等と連携。
- 選定された施策の実施に当たり、CSTI はターゲット領域ごとに推進費の配分や評価等に強い権限を持った領域統括(仮称)を指名し、関連施策の連携を促すとともに、各施策の効率的・効果的实施を確保(各施策には現行 SIP の優れた特徴を備えたマネジメントを適用し、CSTI が領域全体を適切に進捗管理。推進費をレバレッジ(梃子)として SIP 型マネジメントを取り入れた事業に投入される予算を大幅に拡充。)
- 選定された施策については、3年目にステージゲート方式による評価を導入することとし、各省庁に3年目の目標設定とそれに基づく自己評価を求める。CSTI は各省庁の自己評価も参考としながら、領域統括を中心として各施策を厳格に評価し、選定された施策として継続・加速すべきものと終了すべきものを峻別。その結果が次年度予算に反映されるよう財務省と連携。

## (2)アクション2: 研究開発投資拡大に向けた制度改革アクション

第4次産業革命や Society5.0 といった社会全体の変革につながる分野横断的な科学技術イノベーションを実現し、産業界からの投資拡大のための大学改革等、制度改革を実行する必要がある。

政府では、これまでも日本再興戦略等において官民投資を拡大するための様々な施策を講じてきている。また、本年9月に設置された未来投資会議等において更なる施策の検討が進められていることから、このような動きを十分に踏まえつつ、政府一体として取り組んでいくことが重要である。当委員会としては、科学技術イノベーションの活性化の観点に立ち、CSTI、経済財政諮問会議が連携しながら、以下の方向を重点として取り組んでいくべきと考える。

政府においては、これらの取組について更に検討を深め、来年度の科学技術イノベーション総合戦略、骨太方針等に反映させていくべきである。

### ①オープンイノベーションの促進に向けた大学等改革の加速と産学連携の深化

急速な環境変化の下でのイノベーションは、自前主義からは生まれない。競争環境の激化、

高度化・多様化するニーズ、イノベーションの不確実性、研究開発費の高騰等に対応していくためには、オープンイノベーションを促進していくことが不可欠である。そのためには、オープンイノベーションの重要な担い手である大学や国立研究開発法人の改革を進めるとともに、「組織」対「組織」の本格的な産学連携を促進し、横断的に新たな結合を形成していくことが重要である。

このため、大学等において、共同研究の費用負担の適正化や成果目標・達成時期の見える化、産学官連携を加速しやすいリスクマネジメントの実施、知的資産マネジメントの高度化、クロスアポイントメント制度の促進や産学連携の取組を考慮する人事評価システムの導入、ガバナンス体制の強化など、大学等の経営マネジメント機能強化を図るべきである。そこで、本年 11 月にイノベーション促進産学官対話会議で示されたガイドラインに沿った取組を進めるとともに、関係府省において進められている検討の成果を確実に実現していくことが重要である。

さらに、第4次産業革命型の高付加価値サービスの開発や、オープンイノベーションに係る研究開発投資の促進を図る制度の充実など民間の研究開発投資や人材投資等の拡大に向け、税制面における支援も重要である。

特に、新たな取組として、以下について具体的な検討を進めるべきである。

#### 【多様な資金の獲得の促進】

大学等の運営基盤を強化していくためには、国からの運営費交付金などの公的資金のみならず、積極的に外部資金が得られるよう努めることが求められる。大学等自らが研究資金の獲得にクラウドファンディングを活用する事例も現れており、国としても大学等によるこのような外部資金獲得に向けた取組を促進する方策を検討すべきである。

また、国民による支持の表れともいえる大学等への寄附についても、その拡大を図っていくことが重要である。既に大学等において資金調達を担当するファンドレイザーを配置する動きなどがあるが、大学等自身が経営サイドのイニシアティブの下で自助努力を重ねることが必要である。あわせて、国においては、これら取組が未来への投資として好循環を生み出す基盤づくりとの認識の下、不動産等の評価性資産であっても大学等に寄附しやすい制度への見直しや、寄附の拡大に向け、寄附文化の醸成、環境整備、税制を含む関連制度の在り方等について検討すべきである。

また、法制審議会で検討されている公益信託制度の抜本的改正及び税制を含む関連制度の見直しと合わせ、科学研究への助成について、公益信託による相続財産等の個人資産の活用の拡大を図るべきである。

#### 【グッドプラクティス創出の促進】

経営の見える化などマネジメント機能の強化や産学連携の深化に向けて積極的に取り組む大学等を対象として、関係府省と連携しつつ、CSTIは、当該大学等とともに方策の具体化を図るなど、その取組を支援し、他の大学等のモデルとなるような先事例の創出を加速すべきである。

## ②研究開発型ベンチャー創出の促進

米国で見られるように、ベンチャー企業が科学技術イノベーションに果たす役割は極めて大きい。また、国に蓄積された優れた研究成果を社会につなげ、新たな価値を創造していくツールの一つとして、大学発ベンチャーや国立研究開発法人発ベンチャーの意義は大きい。このような観点から、本年4月に日本経済再生本部において決定されたベンチャー・チャレンジ2020の取組の一つである国立大学出資事業等によるベンチャー支援などを着実に進めることが重要である。

特に、新たな取組として、以下について具体的な検討を進めるべきである。

### 【国立研究開発法人発ベンチャーの創出促進】

大学のみならず、産学の結節点である国立研究開発法人においても、その研究開発成果を活用したベンチャー企業の創設を支援することは、知・人材・資金の好循環を生み出す有効な手段である。このため、ベンチャー企業に対する出資について、現行の制度が一部の国立研究開発法人に対し範囲を限って認めていることを踏まえ、まずは特定国立研究開発法人によるベンチャー企業の株式等の取得について、その在り方などを検討すべきである。

### 【研究開発型ベンチャーの自立支援】

イノベーションを引き起こすには、旧来型の業界や業態にかかわらずビジネスの変革(ゲームチェンジ)を起こすための戦略的な取組が求められる。とりわけ収益事業化に期間を要する科学技術イノベーションでは、ベンチャー企業の創設などによる技術シーズの事業化の推進に加えて、それを自立的に成長・発展可能な段階に至らせるアクセラレーターの活動支援など、切れ目のない効果的な施策が重要であり、強力に推進すべきである。

## ③新たな市場創出に向けた公共調達拡大

研究開発の成果は、社会生活で実装されて初めて好循環が動き出す。革新的な技術の普及途上においては、価格面での競争力は脆弱であり、明確な需要が見えるようにしていくことが民間における技術開発にとって重要である。したがって、革新的な技術を新たな市場創出へとつなげていくためには、公共調達による研究開発成果の採用が強力な処方箋となる。インフラ維持管理にICTを活用することにより省力化・省コスト化等が期待されるなど、科学技術イノベーション指向の公共調達の拡大は、経済財政上の課題解決に資するものとして積極的に取り組むべきものである。このような方向性の中にあって、関係省庁等によるこれまで以上の連携による中小・ベンチャー企業支援との観点における取組も引き続き進めていくことが重要である。

特に、新たな取組として、以下について具体的な検討を進めるべきである。

### 【公共調達において革新的技術を採用しやすい仕組みの導入】

科学技術イノベーション指向の公共調達を拡大し、優れた技術の普及を加速していくためには、革新的技術の初期段階に直面する課題である脆弱な価格競争力に配慮することが必要である。このため、技術的工夫の余地が大きく、優れた技術を採用することが望まし

い公共調達等について、価格以外も評価する「総合評価方式」の適用時に、優れた技術の提案が促される評価項目を設定するなど、革新的技術等を採用しやすい新たな仕組みを検討すべきである。

#### ④科学技術イノベーションを通じた地域活性化

科学技術イノベーションを通じて地域活性化を図る観点も不可欠である。特区などを含め地方創生に係る各種制度を活用した地方独自の研究開発・イノベーション創造の取組の一層の促進や、地域の大学や公的研究機関がその特色を生かし核となって中小企業や地方の企業との連携を強化していくこと等が重要である。地域の基盤産業である農業についても、研究開発の拠点化、産学官連携等を進めることで研究開発投資を促すとともに、実用化に向けた橋渡し機能を強化することが重要である。

特に、新たな取組として、以下について具体的な検討を進めるべきである。

##### 【企業版ふるさと納税等の積極的活用の促進】

地方創生の一翼を担う大学等が、所在地方自治体との連携を深め当該大学等の特徴を活かす形で地方創生に資する教育研究プランを自ら提案することを通じ、各自治体が地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)等を大学等への支援に活用していくことも地域活性化の有効な手段となる。このような取組に関心を有する大学等を対象とし、CSTIは、政府内の調整等の円滑化を図るなど、その取組を支援し、他の大学等のモデルとなるような先行事例の創出を加速すべきである。

#### ⑤科学技術イノベーションを支える人材投資の促進

科学技術イノベーションを促進するには、それを支える人材への投資が進み、研究人材が流動化することが不可欠である。企業が求める人材や企業人材の大学等における育成のための仕組み、研究開発の支援人材の育成、産学や国内外の人材の流動化の促進や産学官の多様な場での若手研究者の活躍促進などが重要である。

また、現在検討が進められている「卓越大学院プログラム(仮称)」の本格的形成を契機として、博士課程段階から民間企業や国立研究開発法人等との組織間連携により教育研究を促していく仕組みの構築などが重要である。

特に、新たな取組として、以下について具体的な検討を進めるべきである。

##### 【産学連携による学位プログラム等の創設】

企業人材の再教育や企業が求める人材育成を実現するためには、民間資金とのマッチングにより、カリキュラム編成など産業界の意向も反映する学科、専攻やコースなどの学位プログラム等の創設が効果的である。また、「卓越大学院プログラム(仮称)」等を含め大学等を活用し、先端研究分野において高度企業人材を育成することなども、オープンイノベーションが進展する中であって高い効果が期待される。このような取組を促進するため、民間から拠出される資金の在り方を含め研究開発の支援制度も活用した促進方策を検討すべきである。

## ⑥科学技術イノベーション創造に効果的な予算の構築

政府予算全体の中で、研究開発投資・人的投資等への資源配分の強化や科学技術イノベーションを誘発する施策や分野へのメリハリ強化、エビデンスベースのPDCAの確立等を通じて、予算をより効果的・効率的なものとし官民の投資拡大を実現していく必要がある。

このため、研究開発投資の技術開発段階の明確化、基本目標実現に向けた予算上の工夫、民間資金導入に積極的な大学等が報われる仕組みや多様な主体による経済成長にも安全保障にも資する研究開発を促進する仕組みなどを構築していくべきである。その際、科学技術イノベーションの創出に効果的な予算の仕組みとしてこれまで実施されてきたSIP、ImPACT、研究者中心型の研究開発プログラムである最先端研究開発支援プログラム(FIRST)、世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)等の優れた要素を取り入れることが重要である。

特に、新たな取組として、以下について具体的な検討を進めるべきである。

### 【技術開発水準評価システムの導入】

政府が公募する研究開発事業について、基礎的研究段階や製品化・社会実装化段階であることなどを明確にし、提案者等が求められる技術開発水準に関する認識を共有できるよう、CSTIIにおいて技術開発水準評価システム(TRL:Technology Readiness Level)の導入について検討を進めるべきである。

また、製品化・社会実装化段階にあることが明確である研究開発投資については、出資金(財政法第4条国債の対象)により行いやすくするなどの工夫も重要である。

### 【研究費の更なる効率的使用に向けた予算上の工夫】

厳しい財政状況の中にあって国際競争を我が国が勝ち抜いていくためには、研究費を効率的に使用することが極めて重要である。諸外国には研究費を複数年度で使える例もあり、我が国においても科学研究費助成事業において一部基金化を導入し、研究費の使いやすさを向上させてきたところである。こうした海外の取組や科学研究費助成事業の一部基金化の効果を十分に分析・検証することにより、更なる効率的な研究費の在り方を検討すべきである。その際、研究活動の効率性に配慮しつつ、不正防止策等も併せて検討することが不可欠である。

### 【大学等への民間投資促進】

産業界との共創を促進するためには、民間資金の導入に積極的な大学等が報われるよう、大学等が自助努力によって産業界から獲得する資金に応じて予算を配分する仕組みが効果的である。このため、拠点形成事業など公募型資金による優れた成果の自立支援や、産業界が求める柔軟な運営を可能とする裁量性の高い独自の組織の設置を促すなど、産業界の研究開発の呼び水となるような大学等の取組を対象とした制度構築を検討すべきである。

### (3)アクション3:エビデンスに基づく効果的な官民研究開発投資拡大アクション

我が国が600兆円経済を実現していくためには、研究開発投資の大半は民間によるものであることから、官民合わせて科学技術イノベーションを活性化していくことが不可欠である。このような観点から、政府研究開発投資は、イノベーションの源泉である知の基盤を支えるとともに、官民合わせたイノベーションにつながる民間投資の呼び水として認識すべきものである。効果的な官民研究開発投資の拡大を図っていくためには、政府における資源配分や施策立案がエビデンスベースにより行われることが重要である。

そのためには、政府による研究開発投資や政策効果等の「見える化」を図り、政策形成の判断材料を提供するとともに、適切な資源配分や評価の実現、対外的な情報発信・共有を図り、インプットとアウトプット、さらにはアウトカムを明確にしたエビデンスに基づく政策のPDCAサイクルを確立していくことが求められる。

CSTIは、国家戦略の司令塔としてインテリジェンス機能を高める必要がある。科学技術イノベーションに関するインプットからアウトプット、アウトカムに至る情報を体系的に収集・相互に接続するとともに、重要な政策課題に関するエビデンスを構築し、政策形成において活用する。このため、関係府省庁の局長級によって構成する「客観的根拠に基づく政策推進に向けた関係府省連絡会議」の場を通じて関係省庁と密接に連携・協力し、国民への情報提供の視点に配慮しつつ、時間軸を明確にして以下の取組を行う。

#### **【俯瞰的なデータの収集及びエビデンスの構築】**

科学技術基本計画、科学技術イノベーション総合戦略等のPDCA構築に必要な情報について、関係府省・機関と連携し、既存の取組を活用しつつ、収集・共有・分析するとともに、俯瞰的な形で整備する。

その際、我が国全体の科学技術イノベーションの活性化に向けて、限られた政府研究開発投資の効果を最大限引き出し、伸長すべき政策目的・分野への予算の拡充がなされるよう、科学技術関係予算の分析を更に進めることが重要である。科学技術基本計画と各施策、インプットとアウトプット等の紐付けを行い、科学技術イノベーション政策の全体像を把握し、科学技術関係予算に関する情報の関係府省庁間での共有を図ることにより、政策立案や評価等への活用を推進すべきである。また、大学等に配分される科学技術関係予算についても、人材育成の観点を含め政策目的別・分野別の状況など、エビデンスに基づく政策推進のために必要な情報の収集方策について検討すべきである。

#### **【重要政策課題の調査分析】**

民間研究開発投資を促進する政策の在り方や、若手研究者の活躍やベンチャー企業の育成強化に向けた政策の在り方を分析するとともに、アクション1に示したターゲット領域の設定に資する情報を提供するなど、重要な政策課題に関する政策形成システムを構築し、エビデンスに基づく政策形成を推進する。



### 3. 経済社会・科学技術イノベーションの活性化の実現に向けて

グローバル競争が激化する中、国内外の多様な人材が集い、科学技術イノベーションの成果を迅速に社会実装することが経済社会・科学技術イノベーションの活性化につながる。グローバルに人材、知、資金が循環する「イノベーション・エコシステム」の構築のためには、既存の制度・組織・分野別の施策を超えた、総合的な政策が不可欠である。

こうした認識の下、本イニシアティブに掲げた3つのアクションの確実な実行を通じた CSTI の司令塔機能の強化に向け、関係する内閣総理大臣補佐官の協力を得ながら、これを支える事務局機能の強化を図っていくことが重要である。

また、CSTI が政府における他の司令塔機能(経済財政諮問会議、日本経済再生本部、規制改革推進会議、国家安全保障会議、まち・ひと・しごと創生本部、IT 総合戦略本部、知的財産戦略本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、健康・医療戦略推進本部、サイバーセキュリティ戦略本部、国土強靱化推進本部等)との連携や、関係府省・公的シンクタンクや資源配分機関などの関係機関等との協力関係を更に深化させることにより、その実効性を高めていくことが不可欠である。

(参考)

## 予算編成プロセス改革アクション（アクション1）の運用について

### 1. 「科学技術イノベーション官民投資拡大推進費（仮称）」運用の考え方

- 「科学技術イノベーション官民投資拡大推進費（仮称）」（以下、「推進費」という。）は、平成30年度より開始。既存のSIPの制度が各省庁連携による内閣府主導のプログラムであるのに対し、推進費は各省庁主導の施策が対象。なお、既存のSIPの制度についても、平成31年度以降も継続。

### 2. 領域統括（仮称）の位置付け及び役割

- 領域統括（非常勤）は内閣府に置き、担当CSTI議員が統括。
- 領域統括には、以下の役割と権限を付与。
  - ・ ターゲット領域の関連施策の連携促進
  - ・ 推進費を配分する対象施策を中心となって選定
  - ・ 毎年度の推進費の配分の審査を中心となって実施
  - ・ 対象施策の進捗状況及びSIP型マネジメントの実施状況のフォローアップ（定期的  
に実施省庁から報告を受け、指示）
  - ・ 対象施策のステージゲート方式による評価を中心となって実施

### 3. SIP型マネジメントの要件

- 各省庁の対象施策については、SIP型マネジメントの適用を求めるとし、その具体的内容は以下のとおり。

#### < 必須要件 >

- ① 施策ごとに各省庁がプログラムディレクター（PD）を任命し、PDに全体の研究計画の策定・変更、予算配分等の権限を集中（施策提案の際に、各省庁にPD候補の提示を求め、それも含めて、対象施策を選定することを想定）
- ② 明確な研究開発目標、マイルストーンの設定ときめ細かな進捗管理、機動的な計画変更
- ③ 毎年度の評価の実施とそれを反映させた予算配分
- ④ 産業界と大学等が一体的に推進する産学官連携体制を構築

#### < 推奨要件 >

- 1) 実用化・事業化、市場の創出や獲得に向けた出口戦略を重視
- 2) 基礎研究から実用化・事業化までを見据えて一貫通貫で研究開発を推進

- 3) 官民連携、企業間連携が必要な「協調領域」の研究開発を推進し、個々の企業が研究開発を行う「競争領域」と峻別
- 4) 省庁連携や共同実施等が効果的な施策については、関係省庁で総合的・一体的に推進する体制を構築し、内閣府に提案。その際、プログラムディレクター(PD)については、当該連携施策全体を統括する者を1名置く(当該連携施策に関し連携する各省庁が同一のPDを任命)。
- 5) 民間研究資金の導入(マッチングファンド方式、終了後の民間主導の事業化の仕組みの構築等)

#### 4. 毎年度のスケジュール等

- ターゲット領域の対象施策の提案は、各年の8月頃に各省庁からの申請を受け付け、9～10月頃に審査を行った上で、11月頃に対象施策を決定。
- 対象施策については、推進費から、研究開発の加速、新規研究開発の前倒し、事業化への取組の加速等を目的とした予算配分(追加予算配分)を要望する権利を与えることとし、3月頃に各省庁からの申請を受け付け、4～5月頃に審査を行った上で、6月頃に配分を決定。
- 対象施策の期間については、5年間等の一定の長さを検討。

※ 本参考の内容は現時点での検討状況を示したものであり、今後の検討により一部変更となる可能性がある。

経済社会・科学技術イノベーション活性化委員会 委員名簿

平成 28 年 12 月 21 日

榊原 定征 経済財政諮問会議有識者議員

高橋 進 経済財政諮問会議有識者議員

上山 隆大 総合科学技術・イノベーション会議有識者議員

橋本 和仁 総合科学技術・イノベーション会議有識者議員

白石 隆 政策研究大学院大学学長

中西 宏明 (株)日立製作所取締役会長代表執行役

経済社会・科学技術イノベーション活性化委員会 審議経過

第1回：平成28年6月21日（火）

○経済財政政策と科学技術イノベーション政策の現状について

第2回：平成28年10月6日（木）

○中間報告（案）について

第3回：平成28年12月16日（金）

○最終報告（案）について